

2019年5月27日

得意先様 各位



保護キャップの RoHS2 規制に関するお詫び

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、RoHS2 規制（10 物質）が **2019 年 7 月 22 日より施行**することとなり、弊社でもその準備にあたってきました。弊社では協力会社及び材料メーカーから非含有証明書などのエビデンスを取り寄せ、それをもとに今年 3 月に発行した「安全対策品カタログ」への RoHS2 適合表記や非含有証明書の発行を行っておりました。

ところが 2019 年 5 月 9 日に、保護キャップ（HLDP シリーズ）の RoHS2（10 物質）分析調査を行ったところ一部の生産ロットでフタル酸エステル類（DEHP）が閾値である 1000ppm 以上含有していることが発見されました。

この結果を受け協力会社への調査を行ったところ、同工場では可塑剤としてフタル酸エステル類（DEHP）の並行使用もありましたが、完全な原因の特定には至りませんでした。

つきましては同工場で生産した下記製品（弊社現在庫含む）すべてのロットについて **RoHS2（10 物質）適合を、保証できない**ため取り急ぎご連絡を申し上げます。

今後につきましては、非含有証明書を発行したお客様も含め、弊社営業が対応にあたり、可能な範囲でできる限りの対処をいたしますので宜しく願い申し上げます。

この度貴社に多大なるご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。今後の再発防止を含め万全な体制で業務に努めさせていただきますので変わらぬご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

対象商品：保護キャップ（HLDP / HLEP シリーズ）

※2019 年 3 月に発行した「安全対策品カタログ」に RoHS2 適合表記
カタログ P.104、105、107 に掲載

ご不明な点がございましたら弊社営業部までお問い合わせください。

以上